

移住者・定住者を支援します

●問い合わせ／政策調整係

厚岸町への移住・定住を促進するため、町内に移住・定住しようとする人に対して引っ越し費用や民間賃貸住宅の家賃などを補助します。

■引越支援補助金

●対象世帯

- ①転入前の3年間継続して厚岸町に住んでいない世帯
 - ②転勤や就学などでの居住ではなく、転入日から3年以上厚岸町に定住する意があること
 - ③引っ越し先の住宅所有者が3親等以内の親族でないこと
 - ④公務員でないこと
- 補助金額／引っ越し費用の2分の1（上限10万円）※高校生以下の人と同居の場合、5万円ずつ加算（上限20万円）
- 申請期限／転入日から起算して3カ月以内

■家賃支援補助金

●対象世帯

- ①転入前の3年間継続して厚岸町に住んでいない世帯
 - ②転勤や就学などでの居住ではなく、転入日から3年以上厚岸町に定住する意があること
 - ③民間賃貸住宅に住所を有していること
 - ④年齢が満40歳未満であること、または高校生以下の人を扶養し、同居していること
 - ⑤町内に住宅を所有または借用していないこと
 - ⑥公務員でないこと
- 補助金額／家賃から住宅手当を除いた額の2分の1（上限月額2万円）※最長3年間
- 申請期限／転入日から起算して3カ月以内



■結婚新生活支援補助金

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住居費、引っ越し費用およびリフォーム費用を補助します。

●対象世帯

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ②夫婦ともに厚岸町の住民基本台帳に登録されていて、対象となる住宅が町内にいること
 - ③夫婦の双方または一方の住民票の住所がその住宅の住所となっていること
 - ④夫婦ともに厚岸町に定住する意があること
- 補助金額／上限60万円（夫婦ともに29歳以下であり、世帯所得が500万円未満の場合）または上限30万円（夫婦ともに39歳以下であり、世帯所得が500万円未満の場合）、その他は上限15万円
- 申請期限／令和7年2月28日まで（令和7年3月に婚姻届提出予定の人は、別途ご相談ください）

る権利

停止などを請求する場合に訂正や利用誤りなどがあつた個人情報的事実にて、閲覧のほか、自己の情報について、個人情報の保有する度／町が保有する個人情報の公開を請求する権利



●個人情報保護制度の運用状況

開示請求	訂正請求	利用停止請求	審査請求
0件	0件	0件	0件

令和5年度は請求なし

厚岸町情報公開条例および厚岸町個人情報保護に関する法律施行条例に基づき、令和5年度の運用状況を公表します。

●情報公開制度の運用状況

公開請求	決定の内訳		審査請求
申出	公開決定	不存	
4件	2件	2件	0件

請求内容：土地・家屋課税台帳など

令和5年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ
総務係

手（売り手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存などの必要があります
詳しくは国税庁のインボイス制度特設サイトをご覧ください。

